

大野市建築物耐震改修促進計画

平成20年6月

平成28年4月

令和4年3月

令和8年3月

福井県大野市

目 次

第1章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定……………	1
(1) 大野市において想定される大規模地震の規模及び被害の状況	
(2) 耐震化の現状と目標設定	
(3) 市が所有する建築物の耐震化の現状と目標設定	
第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策……………	14
(1) 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針	
(2) 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策	
(3) 地震時に通行を確保すべき道路の指定及び沿道建築物の耐震化	
(4) 地震時の総合的な安全対策	
第3章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及……………	16
(1) ハザードマップの公表	
(2) 相談体制の整備・情報の充実	
(3) パンフレット等の作成とその活用	
(4) 地域住民等との連携による啓発活動	
第4章 その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項……………	17
(1) 関係団体による協議会との連携	
(2) 計画の検証	
資料編……………	18

大野市建築物耐震改修促進計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）第6条第1項に基づき、市内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、平成20年に策定しました。その後、平成28年度及び令和3年度に改訂を行い、耐震化の推進に取り組んできました。そして市内の建築物のさらなる耐震化を図るため、本計画を改訂します。

第1章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定

（1）大野市において想定される大規模地震の規模及び被害の状況

平成7年1月に、日本で初めて近代的な大都市における直下型大地震である阪神・淡路大震災が発生し、甚大な被害が生じました。これを受けて本市では、将来市域内で直下型地震に見舞われた時の災害危険性を把握し被害量の算定等を行うことにより、地震対策の強化、推進を図る基礎資料として平成9年3月に「地震詳細アセスメント報告書」を作成しています。

この報告書では、大野市周辺の主要な活断層を抽出し検討を行い、大野市域内中央に位置する宝慶寺断層及び大野市域南部に位置する温見断層の2つを想定断層と設定し、シミュレーションを行っています。

また、「大野市地域防災計画」においても、大野地区については「大野市地域防災計画見直し事業防災アセスメント事業委託報告書」に基づいて、和泉地区については内閣府が策定した「地震被害想定支援マニュアル」に基づいて地震災害の想定を行っています。「大野市地域防災計画」において想定している被害の状況は表1-1のとおりです。

表 1 - 1 想定される被害の状況（「大野市地域防災計画」より）

地区名		大野地区		和泉地区	
被害想定方法等		大野市地域防災計画見直し事業 防災アセスメント業務委託報告書 (大野市, 1997. 3)による		地震被害想定支援マニュアル (内閣府, 2001. 10)による	
想定断層		宝慶寺断層	温見断層	宝慶寺断層	温見断層
想定地震規模 (マグニチュード)		7.0	7.5	7.0	7.5
想定震度		4～6強	4～6弱	5強～6弱	5強～6弱
液状化		赤根川下流部で 液状化の 危険性が高い	同 左	液状化の 危険性は 極めて小さい	同 左
建物 被害	全壊棟数	2,100 棟	1,600 棟	7 棟	5 棟
	半壊棟数	1,200 棟	700 棟	—	—
火災 被害	出火件数	4 箇所	3 箇所	0 箇所	0 箇所
	焼失棟数	1,000 棟	970 棟	—	—
人的 被害	死者	230 人	180 人	0 人	0 人
	負傷者	430 人	340 人	28 人	25 人
	避難者	5,600 人	4,400 人	34 人	34 人
ライフライン 被害	上水道	19 箇所	23 箇所	—	—
	農業集落排水	8 箇所	2 箇所	—	—
	電柱	16 本	13 本	—	—
	電話柱	8 本	6 本	—	—

(2) 耐震化の現状と目標設定

①住 宅

昭和53年に発生した宮城県沖地震において、それまでの耐震基準で建てられた建築物の多くに被害が発生しました。そこで、耐震性の向上を図るために、木造住宅の必要な壁量の見直し及び建物をバランスよく設計するための基準が作成される等の建築基準法における耐震基準が大幅に見直され、昭和56年6月から施行されました。

阪神・淡路大震災において、この法改正後の耐震基準（以下「新耐震基準」という。）で建築された建築物は被害が少なく、それまでの耐震基準（以下「旧耐震基準」という。）で建築された建築物には宮城県沖地震と同様に多くの被害が出ています。

このため、建築物の耐震化の現状を把握するに当たっては、新耐震基準で建築されたものか旧耐震基準で建築されたものかを確認する必要があります。

表1-2は、平成25年、平成30年及び令和5年の土地・住宅統計調査の結果から人が居住している住宅の耐震化の現状を整理したものです。この統計調査が5年毎の集計であるため、昭和55年以前の住宅を旧耐震基準によるもの、昭和56年以降の住宅を新耐震基準によるものとして取り扱っています。また、令和2年5月に国から耐震化率の新たな推計方法が示され、令和2年度からは新たな推定方法により耐震化率を算定しています。

令和7年度においては、市内における住宅9,692戸のうち、耐震性を有する住宅は約7,420戸で耐震化率は76.5%と推計されます。

また、令和17年度において旧耐震基準により建築されている住宅の建替え等が進み、人が居住している住宅9,862戸のうち耐震性を有する住宅は8,091戸で耐震化率は82.0%と推計しています。

表 1-2 住宅の耐震化の現状

(単位：戸)

区 分	人が居住している住宅数①	昭和 55 年以前 の住宅数 ②	昭和 56 年以降 の住宅数 ④	耐震性を有する住宅数 ⑥ [③+⑤]	耐震化率 [⑥/①]
		耐震性有③ ※1	耐震性有⑤		
平成 27 年度 (推計)	9, 880	5, 300	4, 580	6, 670	67.4%
		2, 090	4, 580		
令和 2 年度 (推計)	10, 230	4, 500	5, 740	7, 540	73.6%
		1, 800	5, 740		
令和 7 年度 (推計)	9, 692	4, 005	5, 687	7, 420	76.5%
		1, 733	5, 687		
令和 12 年度 (中間推計)	9, 777	3, 710	6, 067	7, 756	79.3%
		1, 689	6, 067		
令和 17 年度 (推計)	9, 862	3, 416	6, 446	8, 091	82.0%
		1, 645	6, 446		

※1 国の耐震化率の算定方法により推計「P 31 参照」

大規模地震時の人的及び経済的被害を軽減するためには、日常生活の場である住宅の耐震化を図ることが重要であり、住宅の耐震化率を令和 17 年度に 82%とすることを目標にします。耐震改修工事や耐震シェルター工事、リフォームと耐震診断を組み合わせた補助施策により、福井県が目標として設定している耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを長期目標として、耐震化を推進します。

②特定建築物

本計画における特定建築物とは、「地震発生時に被害を受け倒壊または使用ができない状態となると、人的及び経済的に多大な被害が発生すると想定される一定規模以上の建築物」です。

本計画では、特定建築物について以下のように分類し整理します。

表 1 - 3 特定建築物の分類

特定建築物	(a) 「多数の者が利用する特定建築物」 (法※2第14条第1号に定める建築物) 一定規模以上の学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、老人ホーム等
	(ア)災害時の拠点となる建築物 一定規模以上の、県庁、市役所、町役場、警察署、消防署、幼稚園、小・中学校、高校、病院、診療所、高齢者福祉施設、障害者福祉施設、児童福祉施設、体育館等
	(イ)不特定多数の者が利用する建築物 一定規模以上の百貨店、飲食店、ホテル・旅館、映画館、遊技場、美術館、博物館、銀行等
	(ウ)特定多数の者が利用する建築物 一定規模以上の賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舎、下宿、事務所、工場等
(b) 「危険物関係特定建築物」(法第14条第2号に定める建築物) 一定規模以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	
(c) 「緊急輸送道路沿道特定建築物」(法第14条第3号に定める建築物) 地震によって倒壊した場合において敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、敷地が都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する建築物	

※2 建築物の耐震改修の促進に関する法律

また、特定建築物の用途と規模要件を整理すると表1-4のようになります。

表1-4 特定建築物の一覧

区 分	用 途	規 模 要 件
多数の者が 利用する 特定建築物	幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園	階数2以上かつ500㎡以上
	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む
	老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上
	ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	
	病院、診療所	
	劇場、観覧場、映画館、演芸場	
	集会場、公会堂	
	展示場	
	卸売市場	
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	
	ホテル、旅館	
	賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舍、下宿	
	事務所	
	博物館、美術館、図書館	
	遊技場	
	公衆浴場	
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	
	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）		
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの		
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停車又は駐車のための建築物		
郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な施設		
体育館等（一般公共の用に供するもの）	階数1以上かつ1,000㎡以上	
危険物関係 特定建築物	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	石油類や火薬類などの危険物を一定数量以上貯蔵、処理する全ての建築物
緊急輸送 道路沿道 特定建築物	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する建築物	図1-1に示されている建築物

(a) 多数の者が利用する特定建築物の耐震化の現状

総棟数は90棟で、そのうち新耐震基準により建築された耐震性を有する建築物は63棟あります。

旧耐震基準により建築された建築物は27棟あり、そのうちの17棟は国の耐震化率の算出方法により耐震性を有すると推測できます。

以上のことから、耐震性を有していると推測できる建築物は80棟で、令和7年度の耐震化率は88.8%と推計できます。

詳細は、表1-5のとおりです。

表1-5 多数の者が利用する特定建築物の耐震化の現状（令和8年2月末現在）
（単位：棟）

分類	特定建築物総数①	新耐震基準により建築された建築物②	旧耐震基準により建築された建築物③ 旧耐震基準のうち耐震性を有すると推計される建築物④	耐震性を有する建築物⑤（②+④）	耐震化率⑤/①
公共建築物	36	22	14	12	94.4%
民間建築物	54	41	13	5	85.1%
合計	90	63	27	17	88.8%

さらに、多数の者が利用する特定建築物については、その建築物の用途や使用形態から地震発生時に果たす役割を考慮して、「災害時の拠点となる建築物」、「不特定多数の者が利用する建築物」及び「特定多数の者が利用する建築物」の3つに分類できます。分類別に耐震化率を推計すると、表1-6のようになります。

表 1 - 6

多数の者が利用する特定建築物の分類別の耐震化の現状(令和 8 年 2 月末現在)

(単位:棟)

分類	特定建築物総数①	新耐震基準により建築された建築物②	旧耐震基準により建築された建築物③		耐震性を有する建築物⑤ (②+④)	耐震化率 ⑤/①	
				旧耐震基準のうち耐震性を有すると推計される建築物④			
(ア) 災害時の拠点となる建築物	公共建築物	29	15	14	12	27	93.1%
	民間建築物	14	13	1	1	14	100%
	合計	43	28	15	13	41	95.3%
(イ) 不特定多数の者が利用する建築物	公共建築物	2	2	0	0	2	100%-
	民間建築物	24	15	9	3	18	75.0%
	合計	26	17	9	3	20	76.9%
(ウ) 特定多数の者が利用する建築物	公共建築物	5	5	0	0	5	100%
	民間建築物	16	13	3	1	14	87.5%
	合計	21	18	3	1	19	90.4%

なお、多数の者が利用する特定建築物の耐震化の推移については、表 1 - 7 のとおりです。

表1-7 多数の者が利用する特定建築物の耐震化の推移

建築物の用途・分類		耐震化率 (平成19年度)	耐震化率 (平成26年度)	耐震化率 (令和2年度)	耐震化率(令和7年度)
多数の者が利用する建築物		65.7%	82.7%	89.1%	88.8%
	公共建築物	60.8%	90.2%	94.7%	94.4%
	民間建築物	54.5%	75.5%	85.1%	85.1%
(ア) 災害時の 拠点となる 建築物	県庁、市役所、警察署、消防署、幼稚園、小・中学校、高校、病院、診療所、高齢者福祉施設、障害者福祉施設、児童福祉施設、体育館等	60.3%	88.7%	95.6%	95.3%
	公共建築物	58.7%	88.6%	93.7%	93.1%
	民間建築物	64.7%	88.9%	100%	100%
(イ) 不特定多数の者が 利用する 建築物	百貨店、飲食店、ホテル・旅館、映画館、遊技場、美術館、博物館、銀行等	55.6%	70.0%	76.9%	76.9%
	公共建築物	100%	100%	100%	100%
	民間建築物	55.6%	65.4%	75.0%	75.0%
(ウ) 特定多数の者が 利用する 建築物	賃貸住宅(共同住宅に限る)、寄宿舍、下宿、事務所、工場等	81.5%	85.7%	90.4%	90.4%
	公共建築物	80%	100%	100%	100%
	民間建築物	81.8%	83.3%	87.5%	87.5%

(b) 危険物関係特定建築物の耐震化の現状

「危険物関係特定建築物」とは、危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物で、以下の要件に該当する建築物です。市内には、これに該当する建築物はありません。特定建築物に該当する危険物の数量等は、表1－8のとおりです。

表1－8 危険物特定建築物に該当する危険物の数量及び要件一覧

i) 特定建築物の要件

以下の表の数量以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

危険物の種類	危険物の数量
①火薬類	
イ 火薬	10 t
ロ 爆薬	5 t
ハ 工業用雷管及び電気雷管	50万個
ニ 銃用雷管	500万個
ホ 信号雷管	50万個
ヘ 実包	5万個
ト 空砲	5万個
チ 信管及び火管	5万個
リ 導爆線	500 km
ヌ 導火線	500 km
ル 電気導火線	5万個
ヲ 信号炎管及び信号火箭	2 t
ワ 煙火	2 t
カ その他の火薬を慣用した火工品	10 t
その他の爆薬を使用した火工品	5 t
②消防法第2条第7項に規定する危険物	危険物の規制に関する政令別表第3の指定数量欄に定める数量の10倍の数量
③危険物の規制に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性固体類及び同表備考第8号に規定する可燃性液体類	可燃性固体類 30 t 可燃性液体類 20 m ³
④マッチ	300マッチトン※3
⑤可燃性のガス（⑦及び⑧を除く）	2万m ³
⑥圧縮ガス	20万m ³
⑦液化ガス	2,000 t
⑧毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物又は同条第2項に規定する劇物（液体又は気体ものに限る。）	毒物 20 t 劇物 200 t

※3マッチトンとはマッチの計量単位。1マッチトンは、並型マッチ（56×36×17mm）で、7,200個、約120g

ii) 指示対象となる特定建築物の要件

床面積の合計が500 m²以上でかつ上記の数量以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

(c) 緊急輸送道路沿道特定建築物の耐震化の現状

「緊急輸送道路沿道特定建築物」とは、地震によって倒壊した場合に、その敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する建築物です。高さの条件は、下図に示されているように地震によって倒壊した場合に前面道路の1/2を超えて道路を閉塞する建築物であり、道路幅員により基準が変わります。

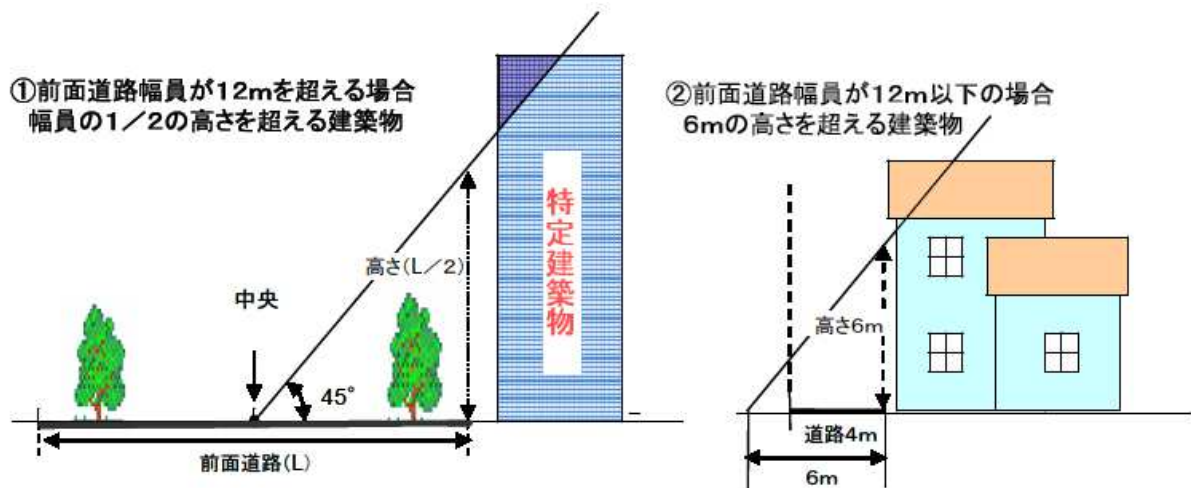


図 1-1 地震によって倒壊した場合において敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物のイメージ

「都道府県耐震改修促進計画に記載された道路」とは、県及び市町の地域防災計画に定める緊急輸送道路です。(平成30年6月一部修正)「福井県地域防災計画」においては、平成30年3月に作成された「福井県緊急輸送道路ネットワーク計画」における道路が、緊急輸送道路として選定されています。

市内において、人口集中地区内における緊急輸送道路沿道に敷地が接している「倒壊により道路を閉塞するおそれのある建築物」は31棟あります。

地震発生時に緊急輸送道路を有効に機能させるためには、人口集中地区を含むすべての緊急輸送道路沿道で「倒壊により道路を閉塞するおそれのある建築物」の耐震化を図ることが必要となります。地震発生時に緊急車両及び支援物資輸送車両の通行を確保するため、「緊急輸送道路沿道特定建築物」の耐震化については、積極的に促進していきます。

(3) 市が所有する建築物の耐震化の現状と目標設定

①耐震化の現状

耐震改修促進法では、人的及び経済的に多大な被害が発生すると想定される一定規模以上の建築物を対象としていますが、市有建築物の中には、それらの規模に満たないものでも大規模地震時に重要な役割を果たす建築物があります。

特定建築物を含めた市有建築物は総数で433棟あり、そのうち耐震性を有していると推測できる建築物は388棟で、令和8年2月末の耐震化率は89.6%です。

②耐震化の目標設定

大規模地震時の人的及び経済的被害を軽減するため、災害時に基幹的な役割を果たす市有建築物の耐震化を図ることが重要です。

庁舎などの災害時拠点となる特定建築物については、令和17年までに耐震化率が100%になる予定です。その他の市有建築物については、「大野市公共施設等総合管理計画～大野市公共施設再編計画編～」に基づき、複合化や集約化による建築物の適正配置を進めるとともに、将来の使用形態や活用方法などを十分に見極めたうえで耐震化を実施します。

表1-9 市有建築物の耐震化の現状と目標（令和8年2月末現在）（単位：棟）

分類	用途	種別	建築物 総数①	新耐震基 準により 建築され た建築物 ②	旧耐震基準により建 築された建築物③	旧耐震基準 のうち耐震 性を有する と推計され る建築物④	耐震性を有 する建築物 ⑤ (②+④)	耐震化率 ⑤/①	耐震化率の目標 (令和17年 度) (推計)
(ア) 災害時の 拠点とな る建築物	庁舎、病院、 診療所、小・ 中学校、福祉 施設等	特定 建築物	29	15	14	12	27	93.1%	100%
		特定建 築物外	109	77	32	22	99	90.8%	91.4%
		合計	138	92	46	34	126	91.3%	93.1%
(イ) 不特定多 数の者が 利用する 建築物	美術館、博物 館、ホテル・ 旅館等	特定 建築物	2	2	0	0	2	100%	100%
		特定建 築物外	164	138	26	7	145	88.4%	90.1%
		合計	166	140	26	7	147	88.5%	90.2%
(ウ) 特定多数 の者が利 用する建 築物	賃貸住宅（共 同住宅に限 る）、寄宿舍 等	特定 建築物	5	5	0	0	5	100%	100%
		特定建 築物外	39	30	9	5	35	89.7%	95.4%
		合計	44	35	9	5	40	90.9%	96.1%
その他の主要施設 (特定建築物外)			85	75	10	0	75	88.2%	90.0%
合 計		特定 建築物	36	22	14	12	34	94.4%	100%
		特定建 築物外	397	320	77	34	354	89.1%	90.9%
		合計	433	342	91	46	388	89.6%	91.6%

第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

(1) 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針

建築物の耐震化を促進するためには、第一に建築物の所有者等が地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠です。市はこうした所有者等の取り組みをできる限り支援する観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境を県と連携して整備することを基本的な取組方針とします。

(2) 木造住宅の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

市民に対し、木造住宅の耐震診断及び耐震改修の重要性に関する普及啓発や支援を行うため、次の取り組みを行います。

- ・所有者に対し、個別訪問やダイレクトメールの送付を行い、耐震化の必要性を直接周知します。(住宅耐震化緊急促進アクションプログラム)
- ・耐震診断を希望する方に対し、耐震診断士を派遣する業務を支援します。
- ・耐震診断の結果、耐震性が不十分と診断された住宅について耐震性向上のための補強プラン作成を支援します。平成28年からは耐震診断と補強プランを一体的に実施し、診断後速やかに耐震改修に向けた具体的検討が行えるよう支援しています。
- ・耐震改修を希望する方に対し、耐震改修費用の一部を支援します。住宅全体の耐震改修のほか、重要な部屋を優先的に耐震改修する「特定居室耐震改修部分補強工事」や「耐震シェルター」についても支援します。

(3) 地震時に通行を確保すべき道路の指定及び沿道建築物の耐震化

地震発生時に緊急車両や支援物資搬送車両が通行できる緊急輸送道路を確保することは重要であり、その道路が有効に機能するためには倒壊により道路を閉塞するおそれのある沿道の建築物の耐震化を図ることが必要となります。そのため、地震時に優先的に通行を確保すべき道路として福井県緊急輸送道路ネットワーク計画に定められている道路を緊急輸送道路と位置づけ、その沿道の建築物の所有者に対し、耐震診断の実施を促すとともに、耐震化に向けた支援を行い、耐震化を促進します。

また、市の各種防災計画に対応した緊急輸送道路ネットワークが形成された場合、その沿道の建築物についても耐震化を促進していきます。

(4) 地震時の総合的な安全対策

① 建築物に係る二次的被害発生防止への対応

平成28年4月の熊本地震や令和6年1月の能登半島地震など、全国各地で大規模地震が頻発し、それに伴い、建築物の窓ガラス及び外装タイル等の落下、大規模な空間を有する建築物の天井崩落等による死傷等の二次的被害が発生しており、地震時における安全性の確保が重要な課題となっています。

このため、市では県と連携し、建築物の窓ガラス及び外装タイル等の落下、大規模な空間を有する建築物の天井崩落等による人的被害発生のおそれのある建築物等の把握に努め、建物所有者等に地震発生時の危険性を周知することにより地震時

における安全性の確保に努めます。

さらに、建築物の構造や建築設備について定期的な報告義務がある病院、集会場、ホテル・旅館等の多数の者が利用する建築物については、報告時に同様な二次的被害を防止する対策についての普及啓発が行えるよう、県と調整していきます。

②ブロック塀等の安全対策の促進

平成30年6月の大阪府北部を震源とする地震において、ブロック塀の倒壊による人的被害が発生し、また県内においても令和5年9月にブロック塀の倒壊により児童が重症を負う事故が発生しました。市では、避難路沿い※4にある危険なブロック塀等の所有者を支援し、撤去、改修を促進していきます。

※4 対象となる避難路は、緊急輸送道路や通学路の他、住宅や事務所等から避難所や避難地等へと至る経路とします。

③地震発生時の二次的被害発生防止に関する支援体制の整備

地震により被災した建築物は、その後の余震等により倒壊並びに瓦や外壁等建築物の部材等が落下する危険性があり、人命に関わる二次的被害が発生することがあります。

このため、被災建築物の傾き及び瓦等の部材の状況から建築物の危険度を判定し、建築物の使用者等への注意喚起を目的に、「危険（赤）」「要注意（黄色）」「調査済（緑）」の判定内容を示すステッカーを貼付する被災建築物の応急危険度判定を実施することが、地震発生直後の応急対策として大変重要です。

市は判定実施本部等を設置し、福井県に対し応急危険度判定士の派遣要請を行い、判定士の受入れに必要な体制を整備します。

第3章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する

啓発及び知識の普及

(1) ハザードマップの公表

建築物の所有者等に地震時に想定される被害に関する情報を提供し、耐震改修の意識啓発を図るため、平成21年度に地震防災マップを作成し公表しています。また、令和2年度に同内容を記載した大野市総合防災マップを作成し全戸配布するなど、さらなる地震に対する防災意識の醸成を図っています。

(2) 相談体制の整備・情報の充実

耐震診断及び耐震改修に関する相談や情報提供について、以下の窓口で対応します。また、新聞や広報誌を活用し、耐震改修に関する普及啓発を行っています。

相談窓口一覧

区分	相談窓口	対応内容
県	土木部建築住宅課 各土木事務所（建築担当課）	技術的な相談・耐震改修等に係る情報の提供等 (情報の例) ・県の支援制度 ・耐震改修を行う施工者の情報 ・耐震改修の工法の紹介
建築関係団体	(一社)福井県建築士会 (一社)福井県建築組合連合会 (一社)福井県建築工業会 (一社)福井県建築士事務所協会 (一財)福井県建築住宅センター	
大野市	交通住宅まちづくり課	木造住宅耐震化促進事業の制度説明及び申込み

(3) パンフレット等の作成とその活用

耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、国、県、関係機関作成のパンフレットを活用するとともに、市独自の事業については、パンフレットを作成し市民への耐震促進事業の周知を図ります。また、市の広報誌やホームページを通じた情報発信にも積極的に努めます。

(4) 地域住民等との連携による啓発活動

地震防災対策の基本は、「自らの命は自ら守る」「自らの地域は皆で守る」であり、地域が連携して地震対策を講ずることが重要です。そのため、市は町内会等の組織と連携した防災活動を実施するなど地域住民の意識啓発に努め、活動を支援します。

第4章 その他の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

(1) 関係団体による協議会との連携

一般社団法人福井県建築士会は、県知事の認定を受けた診断士の派遣を行っており、市は、耐震診断の希望者が安心して円滑に耐震診断を受けてもらえるように、今後も建築士会と連携し木造住宅の耐震診断の促進を図ります。

(2) 計画の検証

近年、社会情勢は急速に変化するため、それに伴う住宅や特定建築物の建替え等により耐震化の実態が推計と合致しないことが想定されます。また、市が所有する建築物については、今後の行政改革による建築物の統廃合や、社会情勢の変化に対応した機能集約に伴い、建築物の使用形態や活用方法が見直されることが想定されます。

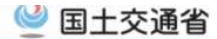
このため、本計画は原則として10年後に検証し、必要に応じ見直しを行います。また、計画の進捗状況や社会情勢の変化、また大野市地域防災計画や他の計画の見直しに伴い必要となった箇所については、必要に応じてその都度計画の見直しを行います。

<関係法律等>

(1) 建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正の概要

建築物の耐震改修の促進に関する法律の概要

平成7年12月25日施行
平成18年1月26日改正法施行
平成25年11月25日改正法施行
平成31年1月1日改正政令施行



耐震診断義務付け対象建築物（要緊急）



要緊急安全確認大規模建築物

地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模な建築物

不特定多数の者が利用する大規模建築物※1

- ・病院、店舗、旅館等：階数3以上かつ床面積の合計5,000㎡以上
- ・体育館：階数1以上かつ床面積の合計5,000㎡以上

避難確保上特に配慮を要する者が利用する大規模建築物※2

- ・老人ホーム等：階数2以上かつ床面積の合計5,000㎡以上
- ・小学校、中学校等：階数2以上かつ床面積の合計3,000㎡以上
- ・幼稚園、保育所等：階数2以上かつ床面積の合計1,500㎡以上

一定量以上の危険物を取り扱う大規模な貯蔵場等

- ・危険物貯蔵場等：階数1以上かつ床面積の合計5,000㎡以上
（敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る）

- 要緊急安全確認大規模建築物は、耐震診断の実施が義務付けられています。
- 所有者は耐震診断結果を平成27年12月31日までに所管行政庁に報告しなければなりません。
- 報告を受けた所管行政庁は、用途ごとに取りまとめて、ホームページ等により結果の公表を行っています。

※1 ○体育館（一般公共の用に供されるもの）○ボウリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設 ○病院、診療所 ○劇場、観覧場、映画館、演芸場 ○集会場、公会堂 ○展示場
○百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗 ○ホテル、旅館 ○博物館、美術館、図書館 ○遊技場 ○公衆浴場 ○飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
○理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗 ○車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの
○自動車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設 ○保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物

※2 ○幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 ○小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校 ○老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの
○老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの

耐震改修計画の認定

- 計画の認定に係る建築物についての建築基準法の特例
 - ・既存不適格建築物の制限の緩和
 - ・耐火建築物に係る制限の緩和
 - ・容積率・建ぺい率の特例
 - ・建築確認の特例

【認定対象となる増築工事の例】



耐震性に係る表示制度

- 耐震性が確保されている旨の認定を受けた建築物について、基準適合認定建築物である旨を表示できる制度。

【表示の様式】



※新耐震・旧耐震基準の別や、用途、規模等にかかわらず、すべての建築物が認定を受けることができる。

区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定

- 耐震改修の必要性の認定を受けた区分所有建築物（マンション等）について、大規模な耐震改修を行おうとする場合の決議要件を緩和。（区分所有法の特例：3/4→過半数）

耐震診断義務付け対象建築物（要安全）

要安全確認計画記載建築物

地方公共団体が指定する避難路等の沿道建築物及び都道府県が指定する災害時に公益上必要な建築物

緊急輸送道路等の避難路沿道建築物

都道府県又は市町村が指定

- ・倒壊した場合において、前面道路の過半を閉塞する恐れのある建築物（高さ6mを超えるもの）（右図1参照）
- ・倒壊した場合において、前面道路の過半を閉塞する恐れのある組積造の塀（長さ2.5mを超えるもの）（右図2参照）

ただし、いずれも、地形、道路の構造その他の状況により、地方公共団体が一定の範囲において規則で別の定めをすることが可能。

図1：耐震診断義務付け対象の避難路沿道建築物

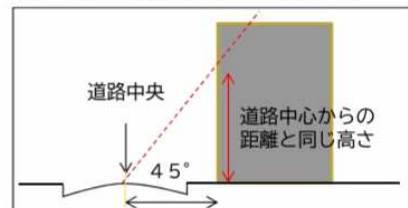
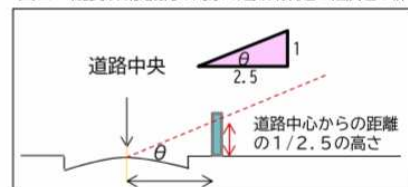


図2：耐震診断義務付け対象の避難路沿道の組積造の塀



防災拠点建築物

都道府県が指定

- ・庁舎、病院など
- ・避難所として利用する体育館、旅館・ホテルなど

- 要安全確認計画記載建築物は、耐震診断の実施が義務付けられています。
- 所有者は耐震診断結果を地方公共団体が定める日までに所管行政庁に報告しなければなりません。
- 報告を受けた所管行政庁は、報告期限ごとに取りまとめて、ホームページ等により結果の公表を行っています。

(2) 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針の概要

(平成30年国土交通省告示第1381号)

基本方針の概要

- 1 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項
 - ・住宅・建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題・地域の問題として意識して取り組むことが不可欠。国及び地方公共団体はこうした取組をできる限り支援。
 - ・公共建築物については災害時の機能確保の観点からも非構造部材も含め強力に耐震化。
 - ・所管行政庁は建築物の区分に応じ必要な措置を適切に実施。耐震診断義務付け対象建築物について、耐震診断の実施及び報告の義務について確実に実施。
 - ・所管行政庁は、すべての特定建築物に対して指導・助言を実施(するよう努める)。また、指導に従わない建築物については指示を行い、指示にも従わない場合はその旨を公表。さらに、著しく危険性が高い建築物については建築基準法に基づく勧告や命令を実施。
 - ・所管行政庁は建築物の耐震改修計画や安全性に係る認定の適切かつ速やかな実施に努める。
 - ・地方公共団体は耐震診断及び耐震改修に要する所有者等の費用負担の軽減を図るため、助成制度や耐震化に関する融資制度等の整備・普及に努める。
 - ・相談窓口を設置するなど相談体制の整備及び情報提供の充実。
 - ・専門家・事業者の育成、資質の向上を図る。
 - ・地域に根ざした専門家・事業者の育成、町内会による地震防災対策への取組を推進
 - ・ブロック塀の倒壊防止、新耐震基準で建築された木造住宅の耐震性能検証、窓ガラス、天井等の落下防止対策、地震時のエレベーター内の閉じ込め防止対策、エスカレーターの脱着防止対策等についても推進。
- 2 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項
 - ・住宅は令和17年までに、要緊急安全確認大規模建築物については、令和12年までに、要安全確認計画記載建築物については、早期に、いずれも耐震性が不十分なものをおおむね解消することを目標。
- 3 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項
 - ・既存の建築物について技術指針事項に基づいて現行耐震関係規定に適合しているかどうか調査し、必要な改修を行うことが基本。
- 4 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項
 - ・震防災マップ等を活用した情報提供、町内会等を通じた啓発及び知識の普及を推進。
- 5 市町村耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項
 - ・市町村耐震改修促進計画の策定に関する基本的な考え方。耐震化の進捗状況や新たな施策の実施にあわせて、適宜、計画の見直しを行うことが望ましい。
 - ・市町村耐震改修促進計画に基づく施策が効果的に実現できるよう、法に基づく指導、助言、指示等を行う所管行政庁と十分な調整を行う。
 - ・都道府県耐震改修促進計画の目標を踏まえ、各市町村において想定される地震の規模、被害の状況、建築物の耐震化の現状を勘案し、可能な限り建築物の用途ごとに目標を定める。
 - ・庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、耐震診断の速やかな実施及び結果の公表に取り組むとともに耐震化の目標を設定。
 - ・地震発生時に通行を確保すべき道路として、災害時の拠点施設を連絡する道路など、重要な道路については、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべき。また、通学路等の沿道のブロック塀等の実態把握を進め、避難等の妨げとなる恐れのある道路についてもブロック塀等の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべき。
 - ・詳細な地震防災マップの作成、相談窓口の設置、パンフレットの配布、情報提供、講習会

- の開催、啓発及び知識の普及、町内会等との連携策等について記載。
- ・ 建築基準法の規定による勧告・命令等の実施。

(3) 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年10月27日法律第123号）

建築物の耐震改修の促進に関する法律（抜粋）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。

2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすることをいう。

3 この法律において「所管行政庁」とは、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）の規定により建築主事又は建築副主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、同法第九十七条の二第一項若しくは第二項又は第九十七条の三第一項若しくは第二項の規定により建築主事又は建築副主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

（国、地方公共団体及び国民の努力義務）

第三条 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあつせん、資料の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。

4 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

第二章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

（基本方針）

第四条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

五 次条第一項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

3 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県耐震改修促進計画）

第五条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「都道府県耐震改修促進計画」という。）を定めるものとする。

- 2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
 - 二 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
 - 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
 - 四 建築基準法第十条第一項 から第三項 までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
 - 五 その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項
- 3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。
 - 一 病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物で政令で定めるものであって、既存耐震不適格建築物（地震に対する安全性に係る建築基準法 又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（以下「耐震関係規定」という。）に適合しない建築物で同法第三条第二項 の規定の適用を受けているものをいう。以下同じ。）であるもの（その地震に対する安全性が明らかでないものとして政令で定める建築物（以下「耐震不明建築物」という。）に限る。）について、耐震診断を行わせ、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該建築物に関する事項及び当該建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
 - 二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路その他国土交通省令で定める道路（以下「建築物集合地域通過道路等」という。）に限る。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物（地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物（第十四条第三号において「通行障害建築物」という。）であって既存耐震不適格建築物であるものをいう。以下同じ。）について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
 - 三 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項
 - 四 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。）第三条第四号 に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅（特定優良賃貸住宅法第六条 に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。）を活用し、第十九条に規定する計画認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者（特定優良賃貸住宅法第三条第四号 に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。）に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合 特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項
 - 五 前項第一号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再

生機構（以下「機構」という。）又は地方住宅供給公社（以下「公社」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合 機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項

- 4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に前項第一号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該建築物の所有者（所有者以外に権原に基づきその建築物を使用する者があるときは、その者及び所有者）の意見を聴かなければならない。
- 5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に第三項第五号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社の同意を得なければならない。
- 6 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。
- 7 第三項から前項までの規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。
(市町村耐震改修促進計画)

第六条 市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「市町村耐震改修促進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村耐震改修促進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
 - 二 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
 - 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
 - 四 建築基準法第十条第一項 から第三項 までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
 - 五 その他当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項
- 3 市町村は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。
 - 一 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等に限る。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
 - 二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項
- 4 市町村は、市町村耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、市町村耐震改修促進計画の変更について準用する。

略

(特定既存耐震不適格建築物の所有者の努力)

第十四条 次に掲げる建築物であって既存耐震不適格建築物であるもの（要安全確認計画記載建築物であるものを除く。以下「特定既存耐震不適格建築物」という。）の所有者は、当該特

定既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

- 一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの
- 二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
- 三 その敷地が第五条第三項第二号若しくは第三号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路又は第六条第三項の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物

(4) 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年12月22日政令第429号）

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（抜粋）

内閣は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）第二条、第四条第一項 から第三項 まで及び第十条 の規定に基づき、この政令を制定する。

（都道府県知事が所管行政庁となる建築物）

第一条 建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第三項 ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十七条の二第一項又は第二項の規定により建築主事又は建築副主事を置く市町村の区域内のものは、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第四百八条第一項第一号又は第二号 に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物とする。

2 法第二条第三項 ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項又は第二項の規定により建築主事又は建築副主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（第二号に掲げる建築物にあつては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項 の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。

- 一 延べ面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第四号 に規定する延べ面積をいう。）が一万平方メートルを超える建築物
- 二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、建築基準法第五十一条（同法第八十七条第二項 及び第三項 において準用する場合を含む。）（市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあつては、卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。）並びに同法 以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物

（都道府県耐震改修促進計画に記載することができる公益上必要な建築物）

第二条 法第五条第三項第一号 の政令で定める公益上必要な建築物は、次に掲げる施設である建築物とする。

- 一 診療所
- 二 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第四号 に規定する電気通信事業の用に供する施設
- 三 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第九号 に規定する電気事業の用に供する施設
- 四 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十項 に規定するガス事業の用に

供する施設

- 五 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号）第二条第三項 に規定する液化石油ガス販売事業の用に供する施設
- 六 水道法（昭和三十二年法律第一百七十七号）第三条第二項 に規定する水道事業又は同条第四項 に規定する水道用水供給事業の用に供する施設
- 七 下水道法（昭和三十二年法律第七十九号）第二条第三号 に規定する公共下水道又は同条第四号 に規定する流域下水道の用に供する施設
- 八 熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第二条第二項 に規定する熱供給事業の用に供する施設
- 九 火葬場
- 十 汚物処理場
- 十一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。次号において「廃棄物処理法施行令」という。）第五条第一項 に規定するごみ処理施設
- 十二 廃棄物処理法施行令第七条第一号 から第十三号の二 までに掲げる産業廃棄物の処理施設（工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものを除く。）
- 十三 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第一項 に規定する鉄道事業の用に供する施設
- 十四 軌道法（大正十年法律第七十六号）第一条第一項 に規定する軌道の用に供する施設
- 十五 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第三条第一号 イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する施設
- 十六 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二条第二項 に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供する施設
- 十七 自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第百三十六号）第二条第八項 に規定する自動車ターミナル事業の用に供する施設
- 十八 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項 に規定する港湾施設
- 十九 空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条 に規定する空港の用に供する施設
- 二十 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二号 に規定する基幹放送の用に供する施設
- 二十一 工業用水道事業法（昭和三十二年法律第八十四号）第二条第四項 に規定する工業用水道事業の用に供する施設
- 二十二 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第十号 に規定する地域防災計画において災害応急対策に必要な施設として定められたものその他これに準ずるものとして国土交通省令で定めるもの

（耐震不明建築物の要件）

第三条 法第五条第三項第一号 の政令で定めるその地震に対する安全性が明らかでない建築物は、昭和五十六年五月三十一日以前に新築の工事に着手したものとする。ただし、同年六月一日以後に増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事（次に掲げるものを除く。）に着手し、建築基準法第七条第五項、第七条の二第五項又は第十八条第二十二項若しくは第二十六項の規定による検査済証の交付（以下この条において単に「検査済証の交付」という。）を受けたもの（建築基準法施行令第百三十七条の十四第一号 に定める建築物の部分（以下この条において「独立部分」という。）が二以上ある建築物にあつては、当該二以上の独立部分の全部について同日以後にこれらの工事に着手し、検査済証の交付を受けたものに限る。）を除く。

- 一 建築基準法第八十六条の八第一項 の規定による認定を受けた全体計画に係る二以上の工事のうち最後の工事以外の増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事
- 二 建築基準法施行令第百三十七条の二第三号 に掲げる範囲内の増築又は改築の工事であ

って、増築又は改築後の建築物の構造方法が同号イに適合するもの

三 建築基準法施行令第百三十七条の十二第一項に規定する範囲内の大規模の修繕又は大規模の模様替の工事

(通行障害建築物の要件)

第四条 法第五条第三項第二号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

一 そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める距離（これによることが不相当である場合として国土交通省令で定める場合においては、当該前面道路の幅員が十二メートル以下のときは六メートルを超える範囲において、当該前面道路の幅員が十二メートルを超えるときは六メートル以上の範囲において、国土交通省令で定める距離）を加えた数値を超える建築物（次号に掲げるものを除く。）

イ 当該前面道路の幅員が十二メートル以下の場合 六メートル

ロ 当該前面道路の幅員が十二メートルを超える場合 当該前面道路の幅員の二分の一に相当する距離

二 その前面道路に面する部分の長さが二十五メートル（これによることが不相当である場合として国土交通省令で定める場合においては、八メートル以上二十五メートル未満の範囲において国土交通省令で定める長さ）を超え、かつ、その前面道路に面する部分のいずれかの高さが、当該部分から当該前面道路の境界線までの水平距離に当該前面道路の幅員の二分の一に相当する距離（これによることが不相当である場合として国土交通省令で定める場合においては、二メートル以上の範囲において国土交通省令で定める距離）を加えた数値を二・五で除して得た数値を超える組積造の塀であって、建物（土地に定着する工作物のうち屋根及び柱又は壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）をいう。）に附属するもの

略

第六条 法第十四条第一号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

一 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設

二 診療所

三 映画館又は演芸場

四 公会堂

五 卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗

六 ホテル又は旅館

七 賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎又は下宿

八 老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの

九 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの

十 博物館、美術館又は図書館

十一 遊技場

十二 公衆浴場

十三 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの

十四 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗

十五 工場

十六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの

十七 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設

十八 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物

- 2 法第十四条第一号の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計(当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。)とする。
- 一 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 階数二及び床面積の合計五百平方メートル
 - 二 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校(以下「小学校等」という。)、老人ホーム又は前項第八号若しくは第九号に掲げる建築物(保育所を除く。) 階数二及び床面積の合計千平方メートル
 - 三 学校(幼稚園、小学校等及び幼保連携型認定こども園を除く。)、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所又は前項第一号から第七号まで若しくは第十号から第十八号までに掲げる建築物 階数三及び床面積の合計千平方メートル
 - 四 体育館 階数一及び床面積の合計千平方メートル
- 3 前項各号のうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第十四条第一号の政令で定める規模は、同項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める階数及び床面積の合計とする。

(危険物の貯蔵場等の用途に供する特定既存耐震不適格建築物の要件)

第七条 法第十四条第二号の政令で定める危険物は、次に掲げるものとする。

- 一 消防法(昭和三十二年法律第百八十六号)第二条第七項に規定する危険物(石油類を除く。)
 - 二 危険物の規制に関する政令(昭和三十四年政令第三百六号)別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類又は同表備考第八号に規定する可燃性液体類
 - 三 マッチ
 - 四 可燃性のガス(次号及び第六号に掲げるものを除く。)
 - 五 圧縮ガス
 - 六 液化ガス
 - 七 毒物及び劇物取締法(昭和三十五年法律第三百三十三号)第二条第一項に規定する毒物又は同条第二項に規定する劇物(液体又は気体のものに限る。)
- 2 法第十四条第二号の政令で定める数量は、次の各号に掲げる危険物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数量(第六号及び第七号に掲げる危険物にあっては、温度が零度で圧力が一気圧の状態における数量とする。)とする。
- 一 火薬類 次に掲げる火薬類の区分に応じ、それぞれに定める数量
 - イ 火薬 十トン
 - ロ 爆薬 五トン
 - ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管 五十万個
 - ニ 銃用雷管 五百万個
 - ホ 実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線 五万個
 - ヘ 導爆線又は導火線 五百キロメートル
 - ト 信号炎管若しくは信号火箭又は煙火 二トン
 - チ その他の火薬又は爆薬を使用した火工品 当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数量
 - 二 消防法第二条第七項に規定する危険物 危険物の規制に関する政令 別表第三の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の十倍の数量
 - 三 危険物の規制に関する政令 別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類 三十トン
 - 四 危険物の規制に関する政令 別表第四備考第八号に規定する可燃性液体類 二十立方メートル
 - 五 マッチ 三百マッチトン

- 六 可燃性のガス（次号及び第八号に掲げるものを除く。） 二万立方メートル
- 七 圧縮ガス 二十万立方メートル
- 八 液化ガス 二千トン
- 九 毒物及び劇物取締法第二条第一項 に規定する毒物（液体又は気体のものに限る。） 二十トン
- 十 毒物及び劇物取締法第二条第二項 に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。） 二百トン

3 前項各号に掲げる危険物の二種類以上を貯蔵し、又は処理しようとする場合においては、同項各号に定める数量は、貯蔵し、又は処理しようとする同項各号に掲げる危険物の数量の数値をそれぞれ当該各号に定める数量の数値で除し、それらの商を加えた数値が一である場合の数量とする。

（所管行政庁による指示の対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件）

第八条 法第十五条第二項 の政令で定める特定既存耐震不適格建築物は、次に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物とする。

- 一 体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
- 二 病院又は診療所
- 三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- 四 集会場又は公会堂
- 五 展示場
- 六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 七 ホテル又は旅館
- 八 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 九 博物館、美術館又は図書館
- 十 遊技場
- 十一 公衆浴場
- 十二 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- 十三 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 十四 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの
- 十五 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの
- 十六 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
- 十七 幼稚園、小学校等又は幼保連携型認定こども園
- 十八 老人ホーム、老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
- 十九 法第十四条第二号 に掲げる建築物

2 法第十五条第二項 の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。

- 一 前項第一号から第十六号まで又は第十八号に掲げる建築物（保育所を除く。） 床面積の合計二千平方メートル
- 二 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 床面積の合計七百五十平方メートル
- 三 小学校等 床面積の合計千五百平方メートル
- 四 前項第十九号に掲げる建築物 床面積の合計五百平方メートル

3 前項第一号から第三号までのうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第十五条第二項 の政令で定める規模は、前項の規定にかかわらず、同項第一号から第三号

までに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同項第一号から第三号までに定める床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める床面積の合計とする。
(特定既存耐震不適格建築物に係る報告及び立入検査)

<参考資料>

(5) 国の耐震化率の目標及び算出方法

①耐震化率の目標

「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」において、耐震化率の目標を次のとおり定めています

建築物の用途・分類	現状(※) (令和5年度)	目標 (令和12年度)	目標 (令和17年度)
住宅	90%		耐震性の不足するものをおおむね解消
要緊急安全確認大規模建築物	—	耐震性の不足するものをおおむね解消	

②住宅耐震化率の算出方法

「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」において、住宅及び多数の者が利用する特定建築物の現状の耐震化率を推計する方法が示されており、これまでの耐震診断の実施結果によると、耐震性を有する結果となる割合は下記ようになります。

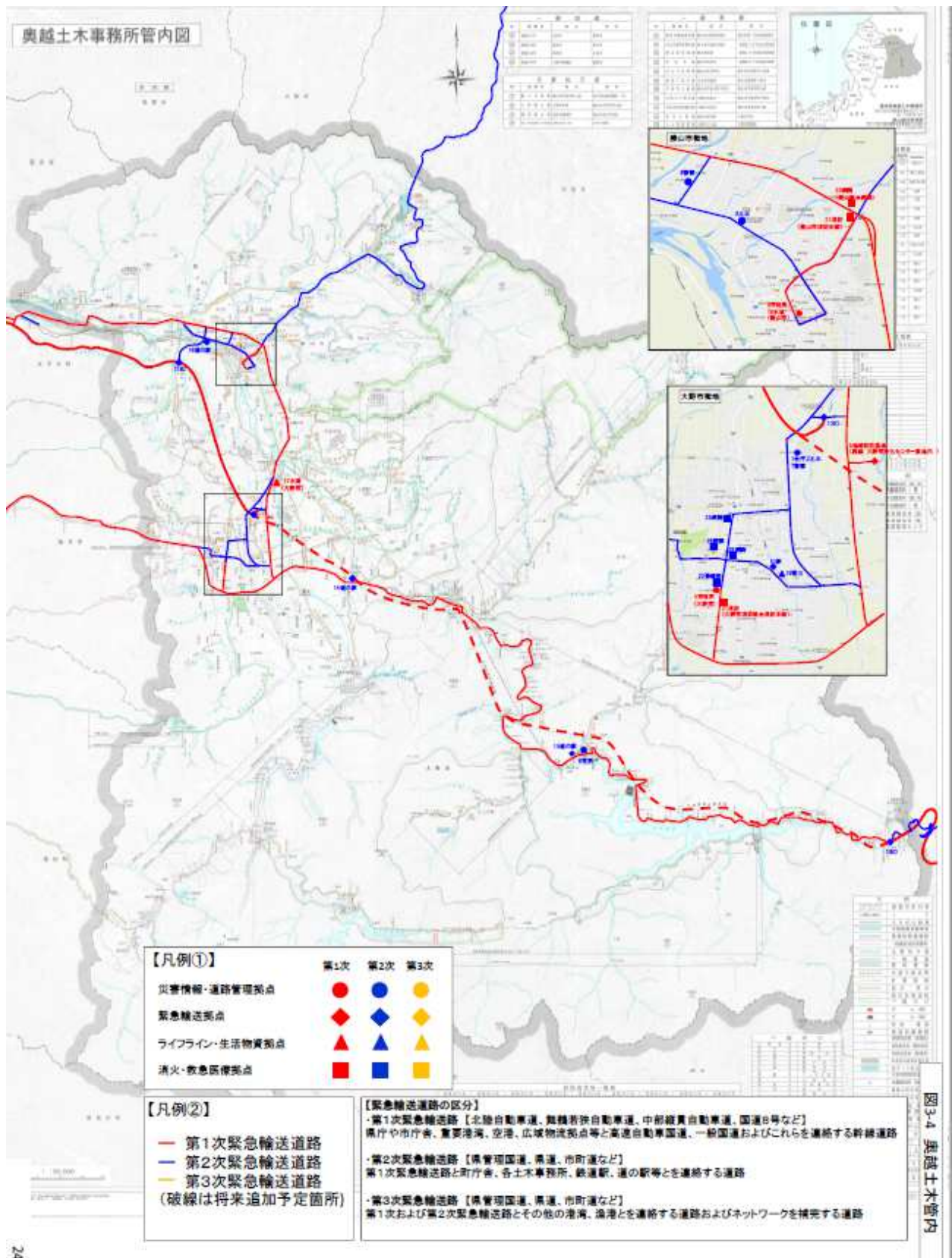
これを踏まえ、耐震診断が未実施で、耐震性が確認されていない旧耐震基準により建築された建築物数に、用途毎の下記の割合を乗じて、耐震性を有している建築物を推計し、耐震化率を推計します。

<住宅>

- ・戸建て住宅・・・33.5%
- ・共同住宅・・・70.6%

(6) 緊急輸送道路ネットワーク計画

(出典：福井県地域防災計画(資料編 奥越土木管内)(令和2年3月))





大野市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。